

第2次旭川市障害者計画の進捗状況

節		具体的施策	取組区分	取組内容
第1節 地域生活支援体制の充実	I 生活支援	1 相談体制の整備	(1) 各相談支援機関の連携強化	実施中 ・旭川市障害者福祉センター内に、旭川市障害者総合相談支援センターあそと、かみかわ相談支援センターねっと、発達障害者支援道北地域支援センター及び上川中南部就業・生活支援センターきたのまちを設置 ・平成26年度から小児慢性特定疾患相談室を設置 ・旭川市自立支援協議会において、地域課題の検討や情報共有を実施 ・生活困窮を抱える方の相談窓口として旭川市自立サポートセンターを設置
			(2) 障害者総合相談センターの在り方の検討	実施済み ・平成20年4月、旭川市障害者福祉センターに旭川市障害者総合相談支援センターあそとを設置。障害種別・年齢を問わず相談支援を実施
	2 権利擁護の推進	(1) 市民法律相談等の利用促進	実施中	・市民法律相談で、弁護士による無料法律相談を実施 ・障がい者110番は、北海道が一般社団法人 北海道身体障害者福祉協会に委託して実施
		(2) 地域福祉権利擁護事業、成年後見制度の普及	実施中	・平成25年5月、旭川成年後見支援センター開設。成年後見制度の普及啓発、相談対応や申立等の支援等、総合的な支援を実施
		(3) 福祉関係者への人権思想の啓発	終了	・平成20年4月、旭川市障害者総合相談支援センター開設により、心身障害者相談員制度を廃止
		(4) 障害者団体等の政策決定プロセスへの関与の推進	実施中	・各期（第1～4期）旭川市障害福祉計画策定、第3次旭川市障害者計画の策定など適宜実施
	3 「手帳」の対象となっていない「障害」への対応	(1) 発達障害者支援モデル事業の実施	実施済み	・平成18年度～平成20年度 心身障害者等就労支援事業 ・平成21年度～ 障害者就労支援事業 ・平成23年度 ニート・ひきこもり生活支援事業 ・平成24年度～ 発達障害者を主たる対象とする地域活動支援センター開設
		(2) 難病相談事業等の推進	実施中	・難病患者及び家族に対する相談、家庭訪問 ・患者会への支援
		(3) 高次脳機能障害についての啓発の推進	実施中	・講習会への協力、当事者及び家族への相談支援を実施 ・ネットワーク会議での支援体制の検討
		(4) 各種研修会・講習会等への支援	実施中	・適宜実施
	4 生活安定施策の推進	(1) 本市における障害のある人の雇用の推進	実施中	・平成19年度～ 身体障害者手帳交付者対象の正職員採用試験を実施。平成26年度までの8年間で最終合格者は27名、採用者数は21名。 ・障害福祉課嘱託職員について、障害のある方の雇用を実施 ・旭川市障害者福祉センターの指定管理者においても障害のある方を雇用
		(2) 各種制度の利用の促進	実施中	・「障害者福祉の手引」に各種制度を掲載。市ホームページに「障害者福祉の手引」を掲載

		(3) 公共交通機関の運賃割引の要望	実施中	・精神障害者が、他の障害者と同一の取扱いが図られる環境整備のための支援の実施 ・平成26年度～ 精神障害者バス料金半額乗車の実施
		(4) 市有施設利用料金減免の継続	実施中	・旭川市7条駐車場 ・いきいきセンター新旭川・いきいきセンター永山・いきいきセンター神楽・近文市民ふれあいセンター ・有料公園施設、パークゴルフ場 ・旭川市総合防災センター ・旭川市北消防署附属体育館 ・科学館 ・博物館
		(5) 国への所得保障の要望	未実施	
II 保健・医療	1 障害の原因となる疾病等の予防・治療	(1) 障害の早期発見	実施中	・妊産婦や乳幼児に対する健康診査、健康相談等
		(2) 子育て支援の推進	実施中	・子どもと家庭に関わる様々な相談に対し、情報提供などにより保護者の不安軽減を図っている。
		(3) 壮年期の予防対策の充実	実施中	・壮年期からの生活習慣病予防のために、健康増進法に基づき、健康づくりノートの交付、健康相談、健康教育、生活保護受給者等健診等を実施 ・生活習慣病の予防・早期発見のための健康診査は、「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、各医療保険者が特定健康診査・特定保健指導を実施
		(4) 労働安全思想等の啓発	実施中	・適宜実施
	2 適切な保健・医療の提供	(1) 乳幼児期の健康診査及び療育体制の充実	実施中	・先天性代謝異常等の検査や4か月、1歳6か月、3歳6か月児健康診査を実施し、疾病や障害の早期発見、早期対応に努めている。
		(2) 成人保健事業等の推進	実施中	・壮年期からの生活習慣病予防のために、健康増進法に基づき、健康づくりノートの交付、健康相談、健康教育、生活保護受給者等健診等を実施 ・生活習慣病の予防・早期発見のための健康診査は、「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、各医療保険者が特定健康診査・特定保健指導を実施
		(3) 保健・医療サービス等に関する適切な情報提供	未実施	
		(4) マンパワーの確保	未実施	
		(5) 医療費の給付等の推進	実施中	・重度心身障害者医療費助成 ・自立支援医療（育成医療、更生医療、精神通院医療）の給付 ・未熟児養育医療費の給付。 ・小児慢性特定疾病医療費の助成。平成27年1月1日から対象疾病が704疾病に拡大。 ・生活保護の受給 ・精神障害者医療費助成

3 精神保健福祉施策の充実	(6) かかりつけ医等の確保	実施中	・「北海道障がい者歯科医療協力医制度」と市内協力医を案内する周知チラシを作成・配布するなど、「かかりつけ歯科医」の活用について普及啓発を実施。
	(7) 受診しやすい環境の整備	実施中	・聴覚障害のある人の受診時に、専任手話通訳者をはじめ手話通訳者を派遣
	(8) 歯科保健・医療の推進	実施中	・「北海道障がい者歯科医療協力医制度」と市内協力医を案内する周知チラシを作成・配布するなど市民への情報提供を実施 ・関係団体と連携しながら、在宅歯科医療に係る関係職種への研修等を実施
	(9) 難病を有する人への保健・医療の充実	実施中	・難病患者が、安心して療養生活を送ることができるよう、相談支援や情報提供等を関係団体や関係機関と連携しながら推進
	(1) 精神障害や精神障害のある人に対する正しい理解の促進	実施中	・「精神保健講演会」，「家族学習会」の開催 ・町内会や企業等団体への「健康教育」の開催
	(2) 心の健康対策の充実	実施中	・精神疾患や治療法についての「精神保健相談」に応じ、家族や医療機関からの依頼による「訪問指導」を行うことにより、在宅医療の一層の推進及び社会復帰の促進。
	(3) 日中活動の場の充実	実施中	・就労移行支援事業所，就労継続支援事業所，地域活動支援センター（Ⅰ型 2 か所，Ⅲ型 3 か所）など，日中活動の場を設けている。
	(4) 公共交通機関の運賃割引の要望（再掲）	実施中	・精神障害者が，他の障害者と同一の取扱いが図られる環境整備のための支援の実施。 ・平成 2 6 年度～ 精神障害者バス料金半額乗車の実施
	(5) 上川圏域障がい者総合相談支援センター「ねっと」の利用促進	実施中	・平成 2 1 年 4 月に，「かみかわ相談支援センターねっと」が旭川市障害者福祉センター内に移転し，関係機関との連携をより一層進めている。
(6) 関係部局の連携強化	実施中	・旭川精神障害者家族連合会など各種団体への支援。道立保健所をはじめとした関係機関が実施する会議・協議会へ参画	

第2節 自立と社会参加の促進	I 教育・育成	1 障害児療育の充実	(1) 相談体制の充実	実施中	・療育の必要があり福祉サービスを利用する際には、相談支援専門員による障害児相談支援を導入するよう努め、利用者のニーズに寄り添い、様々な情報提供をはじめ自己決定に必要な提案、助言、支援を実施。 ・障害が疑われる子どもの保護者・保育者の相談に対応しているほか、保護者等へ子どもの状態の受容を促し、関わり方について専門的なアドバイスや関係機関の紹介を実施。
			(2) 障害児保育に従事する保育士等の資質の向上	実施中	・保育士等研修事業における特別支援保育研修の開催 ・保育所、幼稚園、小学校の関係者間が一堂に会し、就学前から就学への連携についてのグループワークやインクルーシブ教育の意義などについてを内容とする研修等の開催
			(3) 関係機関との連携の強化	実施中	・在宅の心身障害児（者）に対して、訪問、外来等の方法による相談を行うとともに施設（職員）に対して療育訓練の指導を実施。
			(4) 療育機関の専門性の向上	実施中	・平成24年4月の児童福祉法等改正によって療育に係る制度が大きく変わり、療育を行う施設や事業は、専門的支援と地域支援を行う地域における中核的な療育支援施設である「児童発達支援センター」と、できる限り身近な療育の場としての役割が求められる児童発達支援を行う事業所に区分された。 ・愛育センターみどり学園とわかくさ学園は、制度改正以前から保護者からの要望等により療法士を増員する等の専門性向上に取り組んできたが、制度改正により「児童発達支援センター」へ移行し、療法士による指導の充実や地域の障害児を支援する事業の平成27年度からの新規実施等、「児童発達支援センター」としての役割を果たすための専門性向上に取り組んできている。
			(5) 療育体制の整備	実施中	・自立支援協議会の子ども部会を通じて、関係機関との連携を図っている。 ・愛育センターみどり・わかくさ学園で、児童発達支援センターとして地域の障害児を支援する保育所等訪問支援と障害児相談支援を平成27年度から実施。支援の対象が保育所・幼稚園等の就園児や就学児等様々な状況にある児童となるため、学校や保育所・幼稚園、ほかの療育を行う事業所等と連携した支援を行っている。 ・旭川市特別支援教育センターでは、主に小中学生を対象とした特別支援教育に関わる相談を行っており、必要に応じて、保健・福祉との連携や療育機関に関する助言などを行っている。

	2 学校教育の充実	(1) 相談支援体制の充実	実施中	・平成28年度より子ども総合相談センターを開設し、就学前、就学後の子どもの発達に関する相談窓口を一本化して、相談者の利便性を高める。 ・不登校及びその傾向にある児童生徒に対し、保護者や在籍校、関係機関との連携を深めながら、学習支援・教育相談・体験活動など多様な活動を一人一人の実態に即して行い、当該児童生徒の生活意欲を育むとともに、学校生活への適応や学校復帰を支援し、豊かな情操や社会性を育むための支援及び指導を行っている。
		(2) 教員の専門性と資質の向上	実施中	・特別支援教育の充実に向けて教職員の理解と指導力等の向上を図り、児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた教育の充実に資するための研修事業を実施
		(3) 社会への移行支援	実施中	・高等養護学校や養護学校高等部の卒業生の進路を考えるに当たり、自立支援協議会の関連部会において、学校・事業所・行政間で課題整理等を行い連携を図っている。
		(4) 特殊学級や通級指導教室の充実	実施中	・支援の対象となる児童生徒が在籍する全ての小中学校に特別支援学級を設置
		(5) (仮称) 障害者出前講座の実施	実施中	・平成19年度より、障害のある人が講師となり小学校等で講演を行う「福祉出前講座」を実施
		(6) 交流教育の推進	実施中	・各学校において、障害のある子どもと障害のない子どもが相互の触れ合いを通じて、豊かな人間性を育むことや、教科等のねらいの達成を目的として、一人一人の児童生徒の状況に応じて実施。
	II 就労支援	1 雇用の促進	(1) 本市における障害のある人の雇用の推進(再掲)	実施中 ・平成19年度～ 身体障害者手帳交付者対象の正職員採用試験を実施。平成26年度までの8年間で最終合格者は27名、採用者数は21名。 ・障害福祉課嘱託職員について、障害のある方の雇用を実施 ・旭川市障害者福祉センターの指定管理者においても障害のある方を雇用 ・平成20年度～ 市有施設における障害者就労訓練事業の実施
		(2) 旭川公共職業安定所との連携	実施中	・適宜実施
		(3) 障害者雇用の実例の紹介	実施中	・旭川市が事務局を持つ旭川市職親会の会報において、働いている障害のある方を紹介
		(4) 障害者就業・生活支援センターの設置	実施済み	・平成21年4月、障害者福祉センターおびつた内に上川中南部障害者就業・生活支援センターきたのまち設置
		(5) 起業への支援	実施中	・旭川市社会福祉協議会において、生活福祉資金の貸付を行っている。

III 社会参加	2 福祉的就労の場の確保	(1) 授産施設等の適正配置	終了	・障害者自立支援法施行後、障害福祉サービス事業所に移行
		(2) 地域共同作業所の法定施設への移行促進	終了	・障害者自立支援法施行後、障害福祉サービス事業所又は地域活動支援センターに移行
		(3) 授産施設の整備促進	終了	・障害者自立支援法の施行により、授産施設の整備は終了
		(4) 授産製品の販路拡大への支援	実施中	・障害者週間記念事業等のイベント等において、授産製品販売の機会を提供 ・障害者優先調達推進法の施行に伴い、平成25年度から「旭川市における障害者就労施設等からの物品等の調達方針」を定め、障害者就労施設等から物品及び役務の調達推進を図っている。
	1 スポーツの振興	(1) スポーツ施設のバリアフリー化の推進	実施中	・花咲スポーツ公園内のトイレ、管理施設等のバリアフリー化実施 ・現在整備を進めている東光スポーツ公園においても、施設のバリアフリー化を推進
		(2) 障害者スポーツバンクの設置	実施中	・障害者福祉センターおびったホームページに旭川市障害者スポーツバンクのページを設置
		(3) スポーツ指導員の養成	実施中	・障害者スポーツ振興事業実施業務において実施
		(4) 各種スポーツ大会等への障害のある人の参加促進	実施中	・障害者スポーツ振興事業実施業務において、各種大会の周知等を実施
		(5) 遠征費用の助成	実施済み	・2008北京パラリンピック出場 高田朋枝選手（ゴールボール）に賞賜金10万円 ・2010バンクーバーパラリンピック出場 アイススレッジホッケー3選手に賞賜金各10万円
	2 文化活動の振興	(1) 文化施設のバリアフリー化の推進	実施中	・旭川文学資料館及び井上靖記念館内の観覧は、車イス使用者への対応が可能 ・公会堂リニューアルでは、客席に車椅子席を新たに設置。オストメイト付きの多用途トイレや、手摺りを新たに設置市民文化会館では手摺りの設置、歩道点字ブロックの設置変更などを実施。両施設とも車椅子を増配置。 ・大雪クリスタルホールでは、専用駐車場や入口への誘導ブロック、オストメイト対応トイレを設置。平成27年度に、専用駐車場の駐車台数増加。 ・神楽図書館、中央図書館東鷹栖分室で、施設内をバリアフリー化 ・科学館では、各室間の段差を極力なくし、段差を設けざるを得ない所にはスロープ又は昇降機を、南北の入口には盲導鈴を、主要な動線には点字ブロックを設置 ・博物館常設展示室内はエレベーターが設置
		(2) 文化活動への参加の支援	未実施	
		(3) 作品展等の発表機会の確保等	実施中	・申請のあった行事に関して名義後援等を実施

第3節 バリアフリー社会の実現	I 啓発・広報	1 啓発活動の推進	(1) 障害者週間記念事業の推進	実施中	・障害者福祉啓発のためのパネル展の実施 ・旭川市障害者福祉センターおびつたにおいて、障害者による演舞、合唱等、市内福祉施設等の授産製品の販売等を実施
			(2) 広報媒体を通じた啓発	実施中	・依頼があった行事について報道依頼等を実施
			(3) 講演会や研修会等への市職員の参加の促進	未実施	
		2 心のバリアフリーの促進	(1) 「バリア体験談」の公募	未実施	
			(2) (仮称) 障害者出前講座の実施(再掲)	実施中	・平成19年度より、障害のある人が講師となり小学校等で講演を行う「福祉出前講座」を実施
			(3) 障害のある人を理解するための手引き書の作成	未実施	
		3 地域福祉活動の推進	(1) 地域交流の促進	実施中	・精神障害者と地域住民との交流を目的に体験談発表と意見交換を行う事業に対して補助を行い、活動を支援
			(2) 旭川障害者連絡協議会と関係団体とのネットワークの形成	未実施	
			(3) ボランティア活動への支援	実施中	・適宜、活動協力
	II 生活環境	1 住まい・まちづくりの推進	(1) 環境整備要綱の見直し	未実施	・北海道福祉の街づくり条例や高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律が整備されてきており、建築関係者はこれらの基準で設計や工事を行っていることが多いことから、旭川市独自の環境整備要綱の存在意義が薄れてきている。
			(2) バリアフリーマップの作成	実施済み	・障害福祉課ホームページにおいて市有施設における多目的トイレの情報を提供
			(3) 市有施設のバリアフリー化	実施中	・市有施設の建築工事に係る計画や設計の各段階において、担当職員は、バリアフリーを意識して計画や設計を実施
			(4) 住まいに関する相談・情報提供	実施中	・高齢者等に対して適確な住宅改修を行うための人材育成や相談体制の充実のため、建築、福祉、医療等の関係者等による研修会を開催
			(5) 住宅資金貸付制度の利用促進	終了	・住宅資金貸付は平成20年度終了
			(6) 日常生活用具給付における住宅改修	実施中	・入浴補助用具や手すり等の日常生活用具の給付を実施
			(7) 車いす対応等の障害のある人向け市営住宅の整備	実施中	・55戸の車椅子専用住宅を設置

2 移動・交通のバリアフリーの促進	(1) 市街地等のバリアフリー化の整備	実施中	・旭川市バリアフリー基本構想に基づき、市道整備を行う際にバリアフリー化を推進
	(2) 音響式信号機等の整備促進	実施中	・信号機の設置については、最終的には公安委員会の判断となるため、必要設置箇所の要望によって、関係機関へ要望書の提出を行っている。 ・視覚障害者誘導用ブロックの敷設については、国道・道道・市道の道路管理者を幹事として「人にやさしいみちづくり推進協議会」を毎年行っており、旭川市盲人福祉協会及び旭川車いすの会から要望を伺い整備を推進している。
	(3) 除雪等の推進	実施中	・地区総合除雪維持業務委託において、自分や家族で道路除雪後の残雪を処理できない障害者等で構成される世帯の間に雪を残さないよう配慮した除雪作業に取り組んでいる。市街地中心部、幹線道路、通学路等の約565kmの歩道除雪やロードヒーティング部と圧雪部分の境目の段差解消を実施している。
	(4) 障害のある人による除雪作業の利用促進	未実施	
	(5) 路上放置物や違法駐車車の排除	実施中	・路上配置物の排除について広報誌で注意喚起。違法駐車防止については、モデル地区を指定し市民委員会と連携した活動を行っているほか、冬期間の違法駐車防止についても全市的に活動を行っている。 ・買物公園において、巡回整理員による放置自転車の整理を行うとともに、歩行者の往来に支障となる置き看板等を解消するため、関係団体と連携し対応。 ・違法駐車は所轄警察署と連携し対応
	(6) 低床バスの導入の促進	実施中	・バス事業者が国の補助制度を活用して低床バス導入を推進できるよう、旭川市地域公共交通会議の運営をととして支援を実施
	(7) ハード整備を補完する「人的な対応」の促進	未実施	
	(1) 防災手引き書の作成	実施中	・平成22年「旭川市災害時要援護者避難支援ガイドライン」を策定 ・平成23年「旭川市洪水ハザードマップ」と「旭川市災害時要援護者避難支援ガイドライン」の内容を音声化した視力障害者向け防災情報音声テープを作成。
	(2) 地域における救護体制の整備検討	実施中	・災害時において、高齢者や障害者等で特別な配慮を必要とする人を受け入れるため福祉避難所を整備 ・「旭川市災害時要援護者避難支援ガイドライン」に基づく取組により、災害時における避難支援体制の充実・強化を図る。
	(3) 日常生活用具の利用促進	実施中	・現在、火災報知器は日常生活用具の給付対象ではないが、その他は給付対象

III 情報・コミュニケーション		(4) 消防・警察機関への緊急通報制度の利用促進	実施中	・FAX及びEメールによる119番通報ができるシステムを構築しており、指令課のホームページで情報を提供している。多くの方へ周知するために、障害福祉課及び社団法人旭川ろうあ協会にFAX119番通報の説明資料及び通報用紙を備え置きしている。 - さらに、FAX119番通報の方法及び通報用紙の備え置き場所等を広報「あさひばし」に掲載し周知予定。 - Eメールによる119番通報は、障害福祉課と情報を共有し、希望する利用者の登録を行い実施。 ・障害のある人等に対し、火災、急病、事故等の緊急事態が発生した場合、消防本部に自動又は簡易な操作で通報することで、迅速かつ適切な救護、救援等を行うための連絡体制を確立する緊急通報システム事業を行っている。
		(5) 「振り込め詐欺（恐喝）」事件等の未然防止	実施中	・消費者出前講座など消費者啓発を継続して実施
	1 情報バリアフリーの促進	(1) 視覚障害のある人への情報提供方法の拡充	実施中	・市の広報誌を読むことができない視覚障害者を対象に、カセットテープ、デジタイズ図書（CD）による声の広報「あさひばし」と点字広報誌「旭川市民」を発行し、お知らせなどの市政情報を収録・掲載。声の広報「あさひばし」は、ホームページ上に音声データを掲載している。 (1) 声の広報「あさひばし」毎月1回、広報誌をカセットテープやCDに録音し、目の不自由な方に送付。 (2) 点字広報誌「旭川市民」毎月1回、B5判28ページ前後のものを点字で作成し、目の不自由な方に送付。 ・「障害者福祉の手引」を専用の装置で読み上げ可能な音声コード版を作成しているほか、一部の文書について音声コードを付与している。 ・録音図書の製作やデジタル化、ホームページの読み上げソフトを導入し提供の拡大に努めている。 ・視覚障害者向け広報として、社会福祉法人旭川盲人福祉センターに委託して、市議会だよりのカセットテープ版を作成。
		(2) 点字郵便物の充実	実施中	・市内団体より要望のあった障害者に対し郵便物を送る場合、全庁的に点字シールを貼付した封筒を使用するよう努めている。
		(3) IT機器の利用の促進	実施予定	・旭川市公式ホームページを、総務省が作成した「みんなの公共サイト運用モデル」に基づいてJIS規格に適合させ、視覚障害者や高齢者にも利用しやすいホームページにリニューアルする予定。（時期：平成28年2月頃）
		(4) 視覚障害のある人への情報提供の推進	実施中	・録音図書の製作・貸出、対面朗読を音訳ボランティアの協力による実施や大活字本の貸出、拡大読書機の設置などのサービスの提供に努めている。

2	コミュニケーションの推進	(1) 手話通訳者等の派遣の推進	実施中	・「聴覚障害者等協力員派遣事業」及び「盲ろう者通訳・介助員派遣事業」を実施。聴覚障害者等が通訳を必要とする場合に、手話通訳、要約筆記を行う聴覚障害者等協力員、又は盲ろう者通訳・介助員を派遣し、円滑なコミュニケーションを支援。 ・聴覚障害者に市議会の本会議の傍聴機会を提供することを目的に手話通訳者の派遣体制を備えている。また、障害福祉課所管の聴覚障害者等協力員派遣事業の一環として、要約筆記者の派遣体制も備えている。
		(2) 人材の養成	実施中	・初級・中級・上級の3講座による「手話講習会事業」及び「要約筆記者養成事業」を実施し、手話通訳者及び要約筆記者を養成。「点訳奉仕員養成講習会」を実施し、点訳奉仕員を養成。 ・中央図書館において、音訳ボランティアの活動支援とともに、講習会を開催して人材育成に協力
		(3) バリアフリーマップの作成（再掲）	実施済み	・障害福祉課ホームページにおいて市有施設における多目的トイレの情報を提供

具体的施策	97
うち実施中	74
うち実施済み	6
うち実施予定	1
うち終了	5
うち未実施	11

76. 3%

6. 2%

0. 0%

5. 2%

11. 3%

実施率88. 7%